

景観育成推進事業について（平成20年度景観関連予算について）

（予算額：851万9千円）

県民共有のかけがえのない財産である本県の景観を長く後世に伝えるため、様々な主体が協働し、景観の保全や地域特性を活かした景観の創出につなげる取組を推進する。

1 景観育成重点地域指定事業

信州の景観の骨格や顔となるような地域を指定し、総合的かつきめ細やかな景観育成を図る。

県内の景観育成重点地区 (20.4.1現在、4地区)	浅間山麓、国道147・148号沿道、八ヶ岳山麓、 高社山麓・千曲川下流域、
-------------------------------	--

2 景観育成特定地区指定事業

（予算額：209万2千円）

地区の特性に応じた景観の育成を特に推進すべき地区を「景観育成特定地区」として指定し、地区ごとに届出規模や景観育成基準等を住民の提案により定めることで、地区の生活に密着した景観の育成などを行う。

・新たな地区の指定（下記地区の他2地区程度）に向けた基礎調査等の経費

20年度指定予定（1地区）	伊那市西箕輪景観育成特定地区 (権利者数：約1,790人 面積：約2,220ha)
---------------	--

3 景観育成支援事業

（予算額：110万2千円）

地域における自律的な景観育成を推進するため、景観育成活動のリーダー的人材を育成するほか、景観育成活動を行う団体や市町村等の求めに応じた専門家の派遣などを行う。

人材育成事業	情報交換などのための研修会等の開催（2回予定）
専門家派遣事業	景観デザイナーの派遣等（3団体への派遣を予定）

4 地域景観育成事業

（予算額：411万4千円）

地域に根ざした景観育成を推進するため、各地域景観協議会の運営や修景事業への助成など地域の景観育成の取組を支援する。

- (1) 10地方事務所単位に設置された各協議会の運営経費等
- (2) 景観育成住民協定の認定促進

住民が地域の景観づくりのために自主的に一定のルールを定め、それを守り育てるための住民協定の締結を促進する。

住民協定認定数（20.4.1現在）	43市町村（18市、14町、11村） 159件
-------------------	-------------------------

(3) 修景事業への助成（地域景観整備事業補助金）

補助対象事業	補助率	限度額	20年度実施予定
重点地域内などにおける修景事業、屋外広告物の撤去等に要する経費	市町村補助額の1/2以内（事業費の1/3以内）	40万円	6市町村

5 景観行政団体移行支援事業

市町村が自ら景観行政を担う主体となり、地域の景観特性に応じたきめ細やかな施策が展開できるよう、市町村に対し必要な情報提供や助言を行う。

県内の景観行政団体 (20.4.1現在、5団体)	長野県 長野市、松本市、飯田市、小布施町
-----------------------------	-------------------------

6 景観審議会の運営 (住宅総務費予算額：48万8千円)

景観育成に関する重要事項についての調査審議等を行う。

- ・審議会委員謝金、旅費等

7 街なみ環境整備事業

地区住民の発意と創意を尊重した住宅、地区施設等の整備改善などを図る。

20年度実施予定	地区数：15	予算額（国庫補助内示額）3億2,094万8千円
----------	--------	-------------------------

8 景観法に基づく事前届出制度の運用

建築物や工作物等の行為について届出義務を課し、景観育成基準に適合させるよう必要に応じ勧告・変更命令等を行う。

- ・19年度届出件数：2,880件

9 景観シミュレーションシステムの運用 (予算額：110万5千円)

コンピュータグラフィックなどの活用により、景観条例に基づく届出指導などに際して視覚的な資料の提供等を行う。

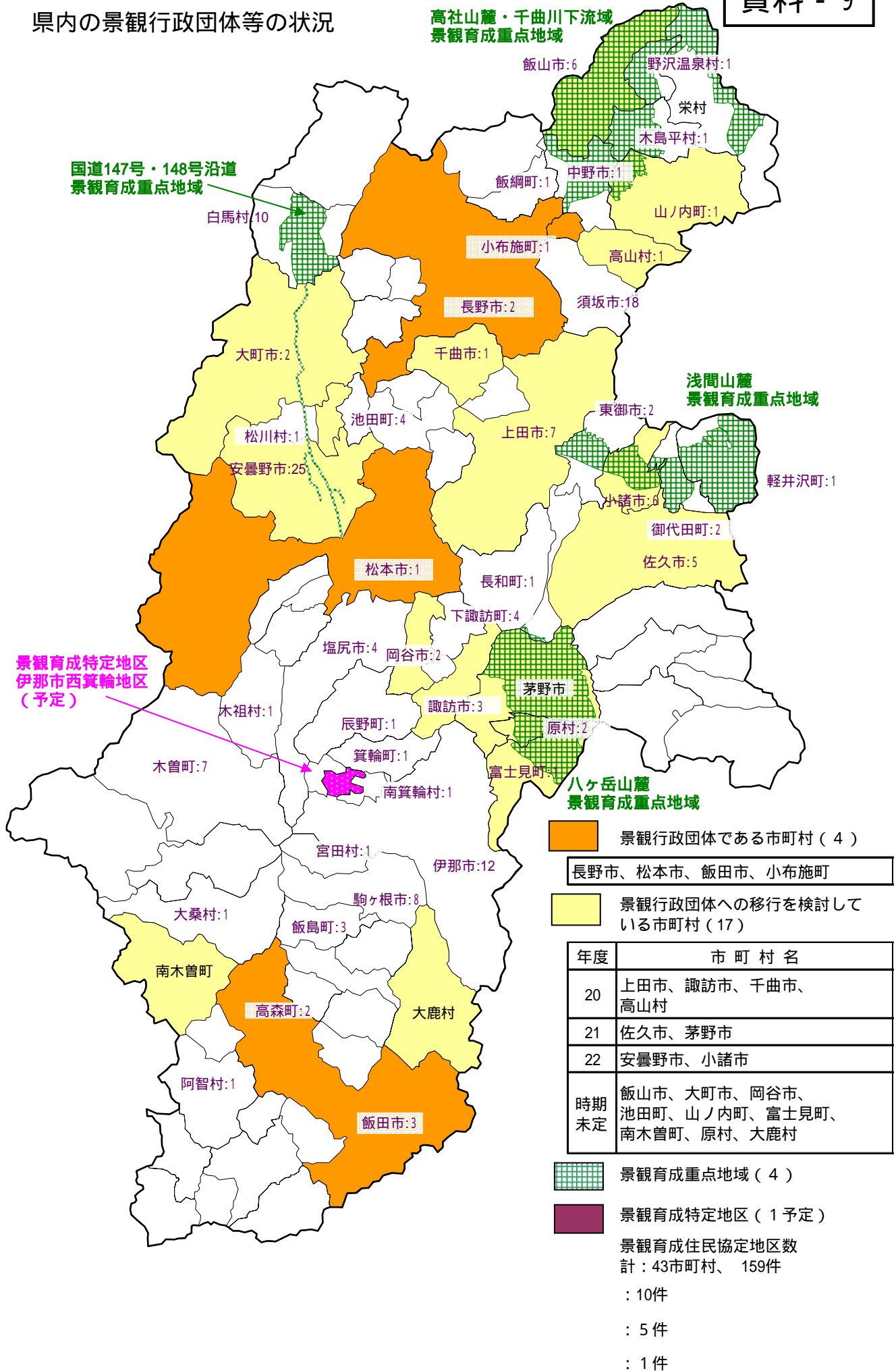
- ・システムリース料等

10 屋外広告物対策推進事業 (予算額：10万6千円)

屋外広告業者を対象とした法定講習会の開催などにより、広く屋外広告に携わる者の意識啓発と技術の向上などを図る。

- ・屋外広告物講習会、屋外広告物関連研修会の開催等

県内の景観行政団体等の状況



1 趣 旨

住民が、地域の景観づくりのために自主的に一定のルールを定め、皆でそれを守り育てるための協定を締結した場合、景観育成住民協定として知事が認定する。

この協定は、平成4年に施行された独自条例である旧長野県景観条例で規定され、平成18年に国の「景観法」を受けて改正施行された、長野県景観条例に県独自制度として引き継がれている。

2 認定要件

項 目	要 件
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会、商店街等おおむね1ha以上の一団の土地 ・おおむね30以上の建物をその範囲に含む一団の土地 ・沿道等のおおむね100m以上にわたる土地
協定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物、工作物等の位置、形態、色彩、意匠、材料 ・敷地の緑化、まち並みの美化等
有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として5年以上
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・協定の区域内の住民等のおおむね3分の2以上の合意があること ・市町村長の推薦があること

3 認定件数の推移

年 度	H5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
認定件数	14	10	14	15	23	16	13	13	5	14	5	5 ⁵ (-3)	5	5	5
累 計	14	24	38	53	76	92	105	118	123	137	142	144	149	154	159

旧山口村認定3件

4 市町村別認定件数

地事名(件数)	市町村別住民協定認定件数
佐 久 (14)	小諸市：6、佐久市：5、軽井沢町：1、御代田町：2
上 小 (10)	上田市：7、東御市：2、長和町：1
諏 訪 (12)	岡谷市：2、諏訪市：3、下諏訪町：4、富士見町：1、原村：2
上伊那 (27)	伊那市：12、駒ヶ根市：8、辰野町：1、箕輪町：1、飯島町：3、南箕輪村：1、宮田村：1
下伊那 (6)	飯田市：3、高森町：2、阿智村：1
木 曽 (9)	木曽町：7、木祖村：1、大桑村：1
松 本 (30)	松本市：1、塩尻市：4、安曇野市：25
北安曇 (17)	大町市：2、池田町：4、松川村：1、白馬村：10
長 野 (24)	長野市：2、須坂市：18、千曲市：1、小布施町：1、飯綱町：1、高山村：1
北 信 (10)	中野市：1、飯山市：6、山ノ内町：1、木島平村：1、野沢温泉村：1
計	43市町村 159件

5 平成20年1月に認定書を交付した協定地区の概要

しもすわじゅくたつまち

(1) 下諏訪宿立町まちづくり協定（下諏訪町、既存集落型）

ア 協 定 者：下諏訪宿立町まちづくり協議会

イ 協定地区等：字立町ほか 区域：2.59ha 有効期間：10年以上

ウ 目 的：建物等の整備と保全及びその他のまちづくりに関する事項について協定し、地域の活性化と、良好な居住環境の形成等を図る。

エ 主な協定事項

項 目	基 準
建築物	外観の意匠は、下諏訪宿周辺の歴史的建築様式を基本とし、色調は木質系及び地元産石材の素材の色を基本とする。
屋 外 広告物	周辺の歴史的街なみに調和する和風の意匠とする。
その他	駐車場などでは、周辺環境に調和する柵、塀、生け垣などによる目隠しの設置、植栽による緑化に配慮する。



ルートいちよんなな

(2) 未来へつなぐR147バイパスたきべ地区景観育成住民協定（安曇野市、沿道・田園型）

ア 協 定 者：未来へつなぐR147バイパスたきべ地区景観育成委員会

イ 協定地区等：豊科高家（たきべ）地区 区域：約 24ha 有効期間：10年

ウ 目 的：バイパス沿道の景観保全並びに景観育成に関する基準を定め、受け継がれてきた素晴らしい自然景観を守り、次世代に引き継ぐことを目的とする。

エ 主な協定事項

項 目	基 準
建築物	形態及び色彩は、周辺建築物などとの景観上の調和に配慮する。
屋 外 広告物	県条例の規制地域では当該規定によるほか、面積等の基準を定める。
自 動 販売機	事業所等の施設を除き設置しない。
その他	沿線の花木の適正な生育保存管理を行い、緑化及び美化を促進する。



いなん

(3) 伊南バイパス『駒ヶ根南部』景観育成住民協定（駒ヶ根市、沿道・田園型）

ア 協 定 者：伊南バイパス『駒ヶ根南部』景観育成住民協定協議会

イ 協定地区等：赤穂（福岡区ほか） 区域：約 1.9km 有効期間：10年

ウ 目 的：バイパス沿線の景観育成に必要な事項について協定し、潤いのある美しい景観まちづくりの推進を目的とする。

エ 主な協定事項

項 目	基 準
建築物	道路からの後退距離などの基準を設けるほか、屋根や壁などの色彩は、できるだけ落ち着いた色調とする。
屋 外 広告物	自己用広告物などについて表示面積等に基準を設ける。
自 動 販売機	自己の営業用敷地内を除き原則設置しない。
その他	土地利用、建築物等、緑化、屋外広告物などに関する「まちづくり基準」を定め、適合させる。

